

注意 1. 電報の取扱いは慎重に要します。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

政北樞環査審 外研
代了人人察 長
表大使使大参

総議対②表厚情研
察人②在警史オ図

④報官 審報際内外プ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企団

審 審軍不原料

国長 審行専人難地

⑦ 審地中東
⑧ 審西東西

長 審一二保

北米長 審一二

南長 参西口東

長 西新洋
二独

近了長 参一二了了
一二

経 審緯漁国
長 審経工国
一永
一途
一

参海 審準

経協長 審④調国開無
④
審路評④有理

条長 参参条協④

④長 参国所析調セ
一二

総番号 R225011

主管

月 4日

韓 国 発

亜 北

平成 6年 11月 4日

本 省 着

外務大臣殿

山下大使

在韓ひ爆者問題（ひ爆者援護報案確定・報道）

第3903号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO4861-01）

3日付東亜日報及び韓国日報は、被爆者援護法案確定に関し報じているところ、右報道内容以下の通り。

1. 東亜日報

- (1) 日本の連立与党は、2日の夕刻、戦後50年問題プロジェクトチームの会合を開いて、戦後処理の一環として、これまで補償の対象とならなかった(イ)原爆投下の際に死亡し、又は(ロ)被爆による死亡者に対する葬祭費支給が開始された1964年4月以前に後遺症で死亡した被爆者の遺族に対して、死亡者1人当たり10万円ずつの特別慰労金を国債によって支給することを内容とする被爆者援護法案を最終的に確定した。連立与党は、野党との協議を経て、右法案を今次国会会期中に通過させる方針である。
- (2) 但し、右支給の対象たる遺族の範囲は、死亡者の直系家族であり、日本政府が発行した「被爆者手帳」を保有している遺族と決定され、日本人、又は在日韓国人の遺族のうち、自身も原爆被爆者である者のみが対象となる。
- (3) 戦後帰国した韓国人被爆者は、右慰労金の支給対象から除外されており、韓国側の被爆者団体の反発が予想される。
- (4) なお、広島に原爆が投下された当時の韓国人の死亡者は、死亡者全体の約10%に相当する2万名余りであると推定されている。

2. 韓国日報

五十嵐官房長官は、2日、日本政府が第二次世界大戦当時、原爆投下で死亡した韓国人の遺族に対して一括して1人当たり10万円の補償金を支給する旨明らかにした。五十嵐官房長官のかかる方針の表明によって、これまで補償を受けられなかった約8万7千名の在日在日韓国人の遺族が補償を受けられるようになった。

(了)